
第9章

経費回収率向上に向けた ロードマップ

(令和6年11月策定・追補)

1. 社会資本整備総合交付金等の交付要件

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水下事第51号令和6年4月1日)に基づき、交付要件になる業績目標と経費回収率の向上へのロードマップを以下に示します。

■国交省通知(国水下事第51号令和6年4月1日)

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(抜粋)

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を経営戦略に記載すること。また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

図9－1 社会資本整備総合交付金の交付要件について

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント	
定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)	
○ 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考) ○ 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること	
収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※	
○ 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること (例: 令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する) ○ 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載 ○ 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載 (例: 令和○年度から継続して～を実施している)	
支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)※	
○ 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること (例: 令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る) ○ 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載 ○ 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載 (例: 令和○年度から継続して～を実施している)	
※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います	
※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1	

引用：全国下水道主管課長会議 「本編・管理企画指導室」(令和5年4月24日)開催資料 より

■国土交通省通知(令和2年7月22日付け事務連絡)

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項(抜粋)

ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

2. 経費回収率向上に向けたロードマップ

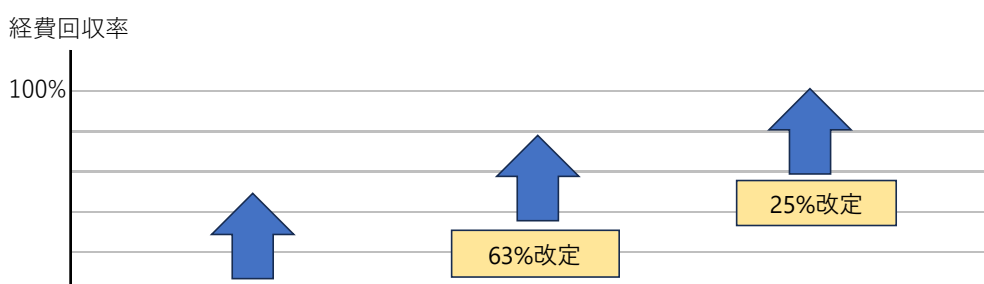
(1) 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

経営健全化に関する目標年限は、本経営戦略の計画期間である令和 12 (2030) 年度までとします。また、経営健全化に関する定量的な業績指標を、「経費回収率」、「基準外繰入金」とし、目標年限までの各業績指標を次項のとおり設定します。

図表 9－1 経費回収率（単位：％） * 令和 8 (2026) 年度に改定

	R5 現状値 (2023)	R8 中間値 (2026)	R13 目標値 (2031)
経費回収率	54.04%	80.00%	100.00%

図表 9－2 経費回収率と改定率の推移（単位：％）

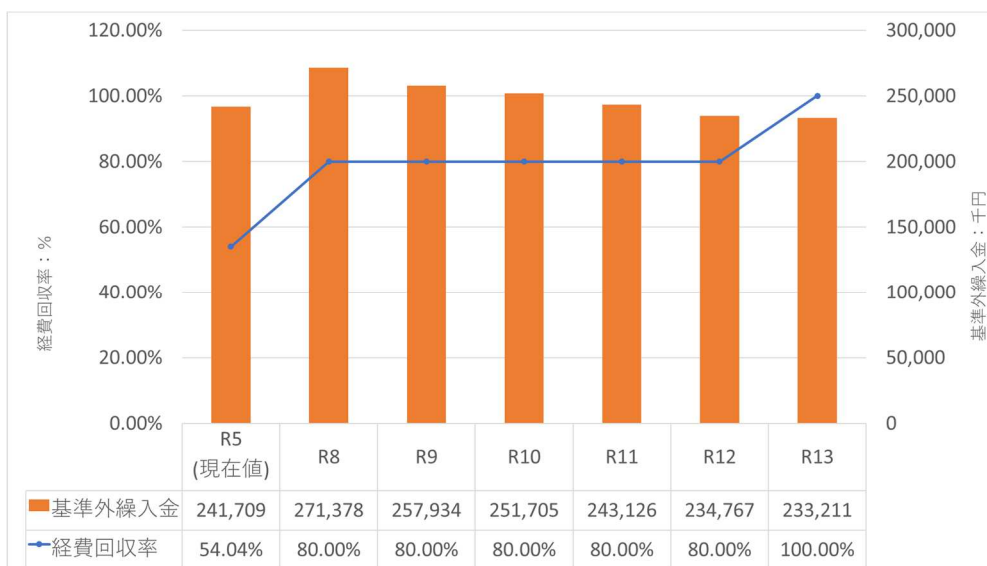


図表 9－3 基準外繰入金（単位：千円）

	R5 現状値 (2023)	R8 中間値 (2026)	R13 目標値 (2031)
基準外繰入金	241,709	271,378	233,211

※下水道の普及整備が今後も続いていくため、中間値での基準外繰入金は一時上昇していますが、経費回収率の向上に伴い発生する内部留保資金の運用を背景に、基準外繰入金は徐々に減少していく予定です。

図表 9－4 経費回収率と基準外繰入金の推移（単位：％）



(2) 今後のロードマップ

本戦略では、投資財政計画の結果、経営健全化に向けて、令和 8（2026）年度に使用料改定を行います。令和 13（2031）年度の目標達成に向けた使用料改定について、次期経営戦略の策定に合わせて下水道使用料の在り方について有識者や関係機関と検討してまいります。

図表 9－5 経費回収率向上へのロードマップ

年 度	接続率向上に向けた 広報・啓発活動	収益確保の活動	経費削減の活動	経営戦略改定
令和6(2024)年度	未普及地区に向けた普及活動	審議会開催	コスト効率化に向けた協議・検討	
令和7(2025)年度		使用料改定に向けた調整		審議会開催
令和8(2026)年度		使用料改定		経営戦略改定
令和9(2027)年度		効果検証		
令和10(2028)年度		効果検証		
令和11(2029)年度		使用料改定の協議・検討		
令和12(2030)年度		使用料改定に向けた調整		審議会開催
令和13(2031)年度		使用料改定		経営戦略更新
令和14(2032)年度		効果検証		
令和15(2033)年度		使用料改定の協議・検討		

(3) 収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

経費削減の活動を引続き続けるとともに、収入の増加については、下水道使用料改定を令和 8（2026）年度に行います。その後、経費回収率 100%達成に向け、令和 13（2031）年度に更なる改定を予定します。

＊ 令和 6 年度の審議会にて審議の中や答申書の附帯意見で「経営戦略の 5 年ごとの見直し時期に合わせて、経費回収率 100%の目標を目指し、適正な使用料体系の見直しを図りたい。」との記述あり。

幸手市公共下水道事業経営戦略

令和 3 年度～令和 12 年度

令和 3 年 3 月策定

令和 6 年 11 月追補

幸手市水道部下水道課

埼玉県幸手市大字平野 923 番地

TEL : 0480-47-3340

FAX : 0480-48-0120

e-mail : gesui@city.satte.lg.jp